

苫小牧市新型インフルエンザ対策 危機管理マニュアル

市民生活部危機管理室

令和 2 年 1 月 改訂

本危機管理マニュアルについては、基本的な対応として作成しており、今後の感染状況等の変化及び国の基本対処運用方針等並びに北海道の行動計画等が改定され対処基準等が変更となった場合や市対策本部の対応等の見直しがある場合においても適時修正を行いながら対応する。

目 次

1	基本的な考え方	1
2	本市における想定流行規模	1
3	国及び北海道における基本的な対処運用方針（要約）	2
4	国及び北海道の新型インフルエンザ対策等の体制	4
5	苫小牧市の基本的な対策と各部の役割	5
	苫小牧市における新型インフルエンザ対策体制	8
	①患者発生確認と初動対応フロー図	8
	②新型インフルエンザ対策における国及び北海道の危機管理レベル	9
	③苫小牧市対策本部設置体制の基準（感染状況段階別）	10
	④感染患者発生段階別の主な対策	11
	⑤苫小牧市対策本部の段階別対応行動マニュアル	14
6	学校及び社会福祉施設等の休校・休園措置等に関する基準（要約抜粋）	25
7	新型インフルエンザのクラスター（集団発生）サーベイランス基準	27
8	苫小牧市の業務継続の基本的な考え方 （業務継続計画の策定について）	28
9	今後の課題と対策・対応について	39

新型インフルエンザ危機管理マニュアル

1 基本的な考え方（目的）

これまでヒトに感染することのなかった鳥などのインフルエンザウイルスが変異することでヒトに感染するようになり、さらにヒトからヒトへと容易に感染するようになったものを新型インフルエンザウイルスと言い、このウイルスによる感染症が新型インフルエンザである。近年、東南アジアを中心に家きんの間で高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1）が流行しておりこのウイルスがヒトに感染し、死亡例も多数報告されている。こうした中、新たにメキシコや北米を中心に豚由来インフルエンザ（A/H1N1）の流行が確認され、短期間に世界的感染が拡大し、世界保健機関（WHO）では、パンデミックとなるフェーズ6を宣言し、最高レベルの警戒体制を呼び掛けている。

日本国内においても感染拡大の危険性が増しており、市民生活への影響が増大することが避けられない状況にある。特に新千歳空港や苫小牧港、JR、道央自動車道、日高自動車道など多様な交通インフラを有する本市では、国内感染が拡大した場合に、感染の可能性が極めて高い地域と想定される。このため、国や北海道の対策本部が示す当該危機に関する「国の基本対処運用指針」及び「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、国や北海道をはじめとする関係機関等と緊密に連携を図りながら「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害と社会的な影響を最小限にとどめ、市民生活の安定と回復に向けて取り組む」ものである。

新型インフルエンザ対策については、国・道等からの対応指示に基づき行動することが前提となりますが、危機管理マニュアルを基本として関係各部が連携を取りながら、情報及び状況を把握し、適切に対応するものとする。

なお、本マニュアルは状況の変化等により、必要において適時改正するものとする。

2 本市における流行規模の想定

新型インフルエンザ発生時の流行規模については、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、予測することは困難である。

仮に、国や北海道の当初被害想定の方針に準拠した場合は、次のような数値となる。

項目	国	北海道	苫小牧市
感染者数	約 32,000,000 人 (人口の 25%が発症)	約 1,388,000 人	約 43,000 人
受診者数	約 25,000,000 人 (受診率 78.125%)	約 1,084,000 人 (対国人口比 4.34%)	約 33,000 人 (対道人口比 3.13%)
入院患者	延べ約 530,000 人 (入院率 1.656%)	延べ約 23,000 人	延べ約 710 人
最大入院患者数/日	約 101,000 人	約 4,300 人	135 人
死亡者数	約 640,000 人 (感染者死亡率 2%)	約 27,800 人	約 860 人

※流行が8週間続くという仮定で、中程度（アジアインフルエンザ）の場合の試算。

なお、この推計は、インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響や効果、現在のわが国の衛生状況等については考慮されていないことを十分留意する必要がある。

平成21年8月28日、国は今回の新型インフルエンザの流行シナリオで国民全体の発症率を20%、入院率1.5%と推定した。この推計値から苫小牧市の場合34,800人が感染発症し、延べ522人が入院（1日最大入院者数65人）すると推計される。

3 国・北海道における基本的な対処運用指針（要約抜粋）

国では、新型インフルエンザが海外で発生した場合、検疫等の強化により、できるかぎりウイルスの国内侵入の時期を遅らせるための対策をとってきたが、海外からの感染者の国内流入を止めることができず、海外渡航歴のある者が端緒となる散発的な発症事例と感染経路が特定できない発症例により、学校等における集団的に発生している事例などが各都道府県で見られ、今後も患者の発生が続くと考えている。また、秋冬に向けての全国的な患者数の増加が懸念される状況にある。

今回の新型インフルエンザの特性としては、通常のインフルエンザよりも感染力が高く、基礎疾患を有する者等が感染した場合は重症化する可能性が高く死亡する例も報告されている。

一方、ほとんどの者が軽症のまま回復しているが、一部の基礎疾患等を有する者が重症化することがわかっていることから、軽症の人が自宅療養を行うことにより、患者数の増加に伴い増えると考えられる医療機関の負担を可能な限り減らし、重症患者に適切な医療提供を目指す必要があると考えられる。

このような観点から以下の考えに基づき、地域における具体的対策を速やかに行う。

- (1) 重症患者の増加に対応できる病床の確保と重症患者の救命を最優先とする医療提供体制の整備
- (2) 院内感染対策の徹底等による基礎疾患を有する者等の感染防止対策の強化
- (3) 感染拡大及びウイルスの性状の変化を可能な限り早期に探知するサーベイランスの着実な実施。
- (4) 感染の急速な拡大と大規模かつ一斉の流行を抑制・緩和するための公衆衛生対策の効果的な実施
- (5) [地域における対応] ～ 都道府県（保健所等）が対応を決定し、実施する。

①患者に対する対応

- 原則として、患者（患者と疑われる者を含む）については、医師の指示に従い、入院措置ではなく、新たな感染者をできるだけ増やさないう、外出を自粛し、自宅において療養する。感染拡大の恐れがある場合には状況により入院も可能とする。
- 基礎疾患を有する者に対しては、早期から抗インフルエンザウイルス薬の投与を行う。重症化するおそれのある者については、優先的にPCR検査を実施し、必要に応じて入院治療を行う。

②濃厚接触者に対する対応

- 感染患者の濃厚接触者に対しては、都道府県等は、外出自粛など感染拡大防止行動の重要性をよく説明し協力を求めるとともに、一定期間内に発熱等の症状が出現した場合、保健所への連絡を要請する。
- 学校等の集団に属するものであって、複数の患者が確認された場合は必要に応じ積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定する。
- 基礎疾患を有する者等で強く感染が疑われる場合は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を医師の判断により行う。
- 医療従事者や初動対応要員等のうち基礎疾患を有するものについては、それらの者がウイルスに暴露した場合は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
そのうえで、感染した可能性が高くない場合は、職務の継続を可能とする。

※基礎疾患を有する者等とは

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）
・腎機能障害・免疫機能不全（ステロイド全身投与等）等を有しており、治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等。

③医療体制としての対応

○発熱相談センターの役割

受診する医療機関がわからない人への適切な医療機関の紹介、自宅療養をしている患者への相談対応等、電話による情報提供を行う。具体的な運用については、都道府県において住民が必要としている情報の提供を決定する。

○外来部門の対応

現在の発熱外来を行っている医療機関のみならず原則として、全ての一般医療機関においても患者の診察を行う。

その場合、発熱患者とその他の患者について医療機関内の受診待ちの区域を分ける、診療時間を分けるなど発熱外来機能を持たせるよう最大の注意を払う。
特に基礎疾患を有する者等への感染が及ばないように十分な感染防止策を講ずる。

また、公共施設や屋外テント等の医療機関以外のところに発熱外来を設置する必要性は、都道府県等が地域の特性に応じて検討する。

○入院についての対応

原則、自宅療養とするが、重症患者については、感染症指定医療機関以外の一般入院医療機関においても入院を受け入れる。

その場合、医療機関は院内感染防止に配慮した病床の利用に努める。都道府県は地域の実情に応じて病床を確保する。

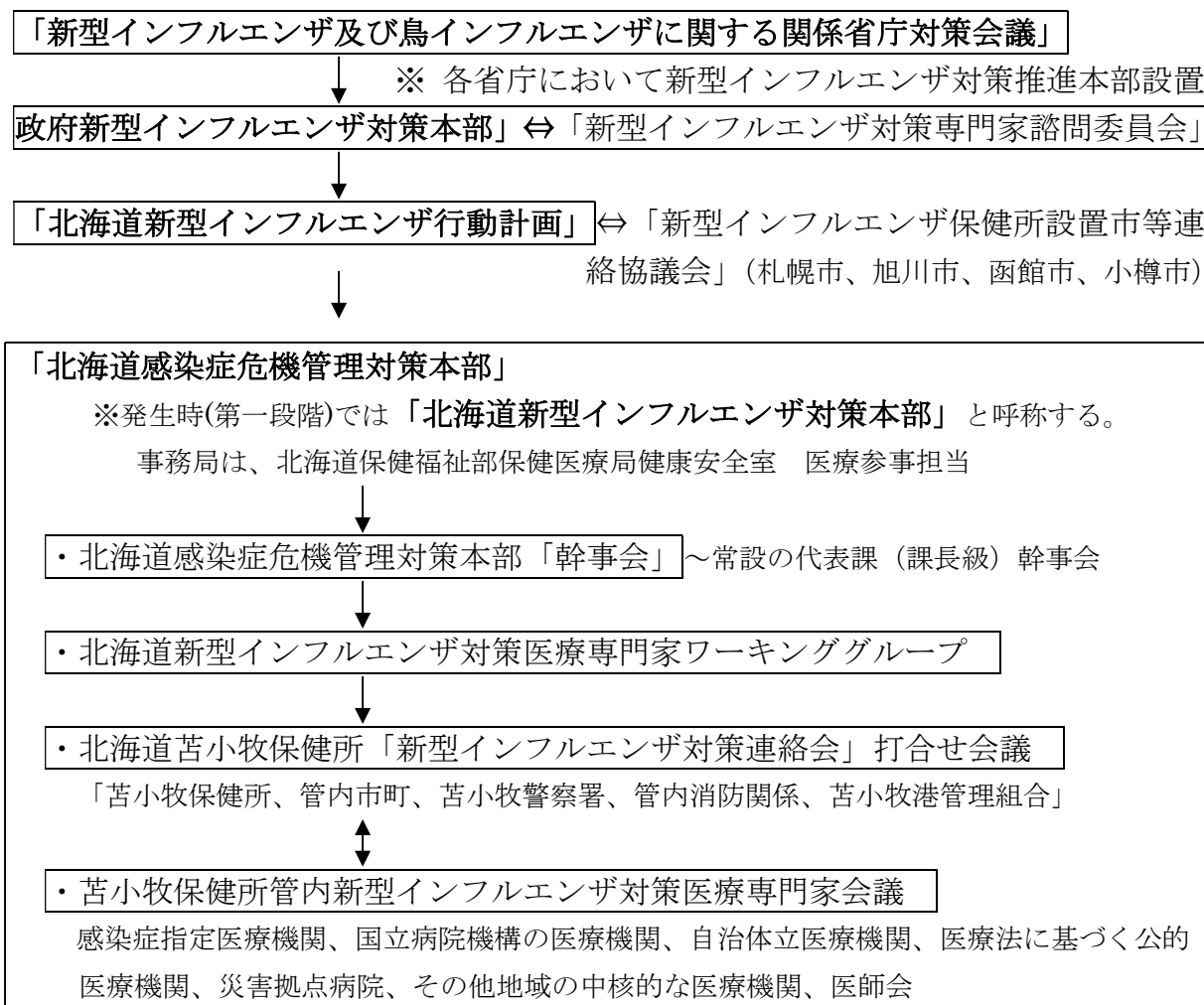
※保健所・地域医師会・感染症指定医療機関・市福祉部・消防本部が患者搬送も含め具体的対応を協議する。「**新型インフルエンザ対策連絡会**」

○感染症診療対象外病院の指定

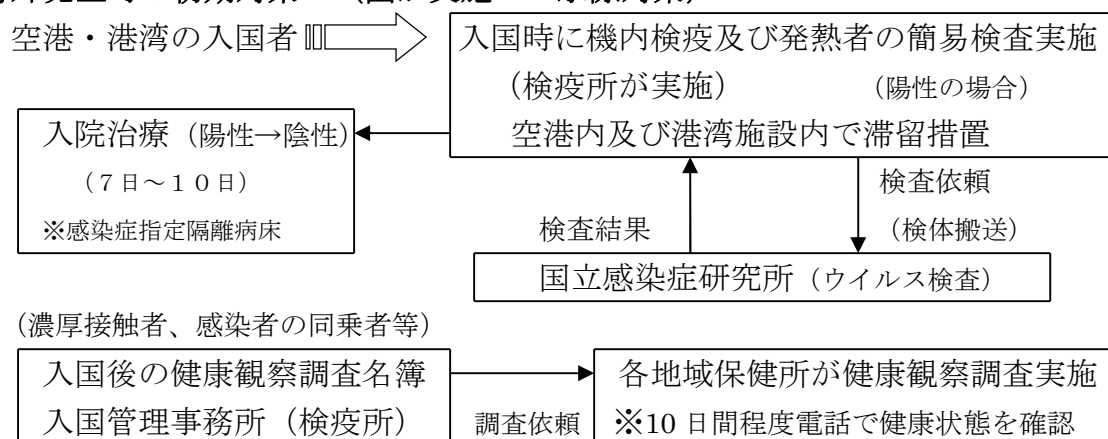
都道府県は、特に新型インフルエンザに感染した際のリスクが高いと考えられる者を守るため、都道府県の判断により、発熱患者の診療を原則行わない医療機関

を定めることができる。(例：透析病院、がん専門病院、産科病院等)

4 国及び北海道の新型インフルエンザ対策等の体制



○海外発生時の初期対策 (国が実施～水際対策)



※平成21年6月19日厚生労働省運用指針の改定により、全入国者に対し、検疫ブース前での呼び掛けと健康カードを配布し、発症した場合の医療機関受診等について周知徹底する。有症者には原則PCR検査をせず、マスク着用等を行い帰宅させる。同一旅程集団で複数の有症者の場合はPCR検査を実施し、陽性の場合には本人へ連絡し、医療機関の受診を勧奨する。

5 苫小牧市の基本的な対策と各部の役割

(1) 海外・国内発生段階 ～ 「危機警戒体制」

①海外・国内及び道内での発生状況に関する継続的な情報収集を行う。

※「苫小牧市感染症危機管理対策幹事会」開催

危機管理室、総合政策部、産業経済部、健康こども部、港管理組合、市立病院等
厚生労働省新型インフルエンザ対策本部ホームページ、北海道対策本部ホームページ 報道機関等の情報を収集分析し、今後の感染状況を把握する。

②市内発生に備え、サービスの強化、医療体制の整備を北海道と連携して進める。

※「苫小牧市新型インフルエンザ対策本部」設置

・発熱相談センターの開設	苫小牧保健所（北海道）	市健康こども部
・発熱外来設置要請 （感染症指定医療機関）	苫小牧保健所 北海道苫小牧病院	苫小牧市立病院
・感染症指定医療機関以外の 一般医療機関の受診体制整備	医師会等の協議連携	市健康こども部
・海外渡航歴者の入国後の健康 観察等の実施	新千歳空港入国管理事務所 苫小牧保健所	市健康こども部 （情報交換）
・小樽検疫所の検疫情報及び 検疫業務への協力と連携	苫小牧保健所 北海道農政事務所等	苫小牧港管理組合 産業経済部

③新型インフルエンザに関する健康相談窓口を設置するとともに、市民への情報提供を行う。（新型インフルエンザの特徴と感染防止策、感染者情報等）

・新型インフルエンザについての相談窓口開設	市健康こども部（健康支援課）
・危機管理室 HP、市広報紙、報道機関活用 （感染者発生状況と予防対策等の情報提供）	危機管理室 秘書広報課

○新型インフルエンザ発生地への渡航自粛要請

○健康不安者からの相談窓口の設置

○発熱相談窓口・相談電話の設置の周知

○発熱相談センター、発熱外来、入院医療機関等の設置情報等の提供。

○予防知識の普及（咳エチケット・うがい・手洗い・マスクの着用・日用品の備蓄等）を図る。

○市民への適切な情報提供による混乱の抑制と個人防護具の徹底と備蓄の周知。

④事業者に対し、国が要請している「職場での感染防止策及び業務継続または自粛」の準備を行うように要請を行う。（産業経済部、保健福祉部、上下水道部）

○ライフラインの確保と公共交通機関の確保に向けた体制の準備。

○独居・高齢者世帯・障害者等に対する支援体制の構築。

- ⑤プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種については、国が決める優先順位者を対象に接種を開始する。(市立病院・健康こども部)

(2)市内発生段階 ～ 「感染防止対策及びサーベイランス体制強化」

市内において感染者が確認された場合及び集団的な感染が確認された場合等については、外出の抑制や集会の自粛、学校等や職場の一時休止、各事業所における業務縮小や接触の機会の抑制などの措置が必要となるため、北海道(苫小牧保健所)と緊密な連携を図りながら市各部においても次のような感染拡大予防策を検討する。

ただし、予防対策等については、インフルエンザウイルスの毒性や感染力に対する国及び北海道の分析と対応策について情報収集し、状況に応じた冷静適切な対応を行う必要がある。

①市民への情報提供 (健康こども部、市民生活部、市立病院、総合政策部)

○感染患者発生状況と感染防止対策の周知及び発熱等の感染疑い者に対する相談窓口の周知(発熱相談センター・発熱外来・その他一般医療機関での受診相談等)を図る。

○不要不急の外出・集会の自粛要請を周知し、感染拡大防止を図る。

○公共交通機関の運行縮小の実施についての周知に努める。

○総合相談窓口(発熱相談以外の生活相談等窓口の設置)における対応を周知する。

②感染患者が発生した地域において、北海道の要請に応じて学校等の臨時休業、学級閉鎖及び所管公共施設等の臨時休館、外出の自粛要請などを実施することになることが考えられる。このため、北海道と十分な連携と協議を行い、共通の認識のもとに対応を検討する。また、保護者に対し、臨時休業等を実施することについての必要性和育児のために就業ができない状況が生じることについても理解を得るように努める。さらに、臨時休業中の児童・生徒の健康状態や家庭状況等について把握できるような体制と臨時休業中における学習指導について北海道教育委員会の指導に基づき、検討する。(教育委員会、健康こども部、市民生活部)

③市内事業者に対し、不急の業務の縮小に向けた取り組みや職場での感染防止策を開始するよう要請をする。～苫小牧保健所と連携 (健康こども部、産業経済部)

感染が拡大してきた段階においては、国、地方自治体、民間事業者等の各部門は、相互に連携しつつ、医療の確保、公共サービスの事業継続等に努力する。

④市民(社会的弱者等)への支援を強化する。(健康こども部、市民生活部)

まん延した状態においては、医療機関における感染の可能性を少なくするため、発症者のうち、軽症者は原則、自宅療養とすることになるため、外出の自粛などにより長期にわたり通常の生活が困難となることも考えられることから、そのような事態に対処するために高齢者世帯や障害者世帯等に対する生活相談の実施、地域防犯体制の強化、メンタルケアなどの支援体制について、関係機関(介護事業者・警察・社会福祉協議会等)と協議・連携して生活支援対策を検討する。

⑤医療提供体制への協力 (健康こども部、市民生活部、市立病院)

発生当初には、新型インフルエンザの感染が疑われる患者の受診診療については、

発熱外来を設置している感染症指定医療機関において対応していたが、感染者数の増加と感染力が高いが弱毒性のインフルエンザウイルスであることから、国の基本対処運用指針が改定され、原則、軽症者については自宅療養とし、全医療機関で受診が可能となったことから、市民に対し「事前の電話連絡と他の患者への感染予防としてのマスク着用など」の周知徹底を図り、医療機関の受け入れが円滑に行われるように受診にあたっての注意喚起を促すなど、北海道との連携・協力を図る。

また、基礎疾患を持っている方や妊産婦については、新型インフルエンザに感染した場合に重篤化する危険性が高いことから、この点についても北海道（苫小牧保健所）と連携を図りながら、苫小牧市医師会等の理解と協力のもと専用病床の確保を図るなど医療体制の充実に努める。

⑥市の業務継続計画の検討

（総務部、市民生活部、健康こども部、福祉部、環境衛生部、総合政策部等）

新型インフルエンザのパンデミック時においても、市の行政機能を維持し、市民生活の維持確保を図ることが重要であり、各部において感染予防に必要な个人防护具等物資の確保を行うとともに、基本的な業務継続計画の作成について検討を進める。計画の作成については、ライフライン等、市民の日常生活を維持するために不可欠な行政サービスについては、新型インフルエンザまん延期においても継続的に実施できるような感染予防対策の徹底や人員の確保に十分配慮する。

○新型インフルエンザ感染予防のための職員対応について（指針）作成

危機管理室原案作成 → 「対策本部内協議決定」～本部長決裁



「指針の職員周知」

- ・ 新型インフルエンザの一般的注意事項（日常的感染予防）
- ・ 出張、私事旅行等における帰宅後の対応
- ・ 庁舎内での市民への対応について
- ・ 勤務形態による職員の基本的行動について（マスク等の着用等）
- ・ 地域行事への参加等の対応について
- ・ 重篤化しやすい職員の業務対応について

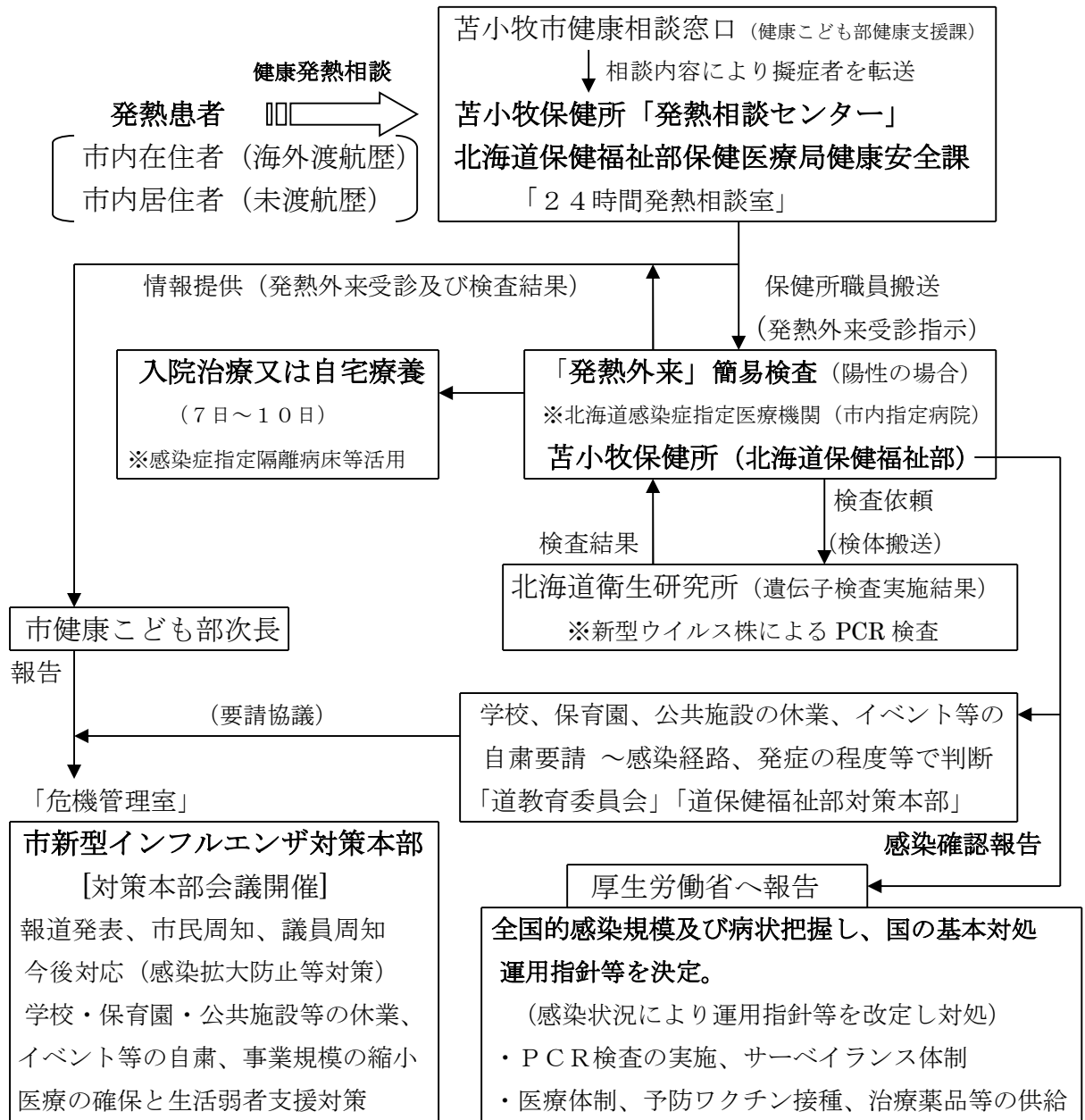
○業務継続計画作成の基本的な基準

①「優先度 A」	業務を中断すると市民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるなど中断することが不可能な業務。
②「優先度 B」	現段階では、中断することは困難であるが、今後事業内容を工夫することにより中断が可能となる業務。
③「優先度 C」	業務を中断しても市民生活や社会機能維持に与える影響が少ないなど中断しても差し支えないと思われる業務。

「苫小牧市における新型インフルエンザ対策体制」

1 新型インフルエンザ感染者の発生確認と初動対応フロー図

○市内発生（苫小牧保健所が感染者確認及び感染拡大防止対策を実施決定）



「本部設置・開催基準」

- 対策本部設置と開催 ～ 国内感染患者発生段階初期「警戒体制レベル」で設置。
- 市対策本部開催要件 ～ 感染の状況と規模等を総合的に判断し、適時開催。

道内感染発生初期	「感染予防対策の徹底と市内感染者確認時の対応」検討
市内感染発生初期	市民の不安解消と状況説明、感染予防・医療体制周知。
市内感染患者まん延期	保育所・幼稚園・学校・公共施設等の休業、閉鎖や 行事・集会の中止等による感染拡大防止対策の実施と 事業所・医療機関等への協力要請と対策の実施。

2 新型インフルエンザ対策における国及び北海道の危機管理レベル

○世界保健機関（WHO）の感染警戒レベルと国及び北海道の危機管理対策レベル
 新型インフルエンザは通常人に感染しない鳥や豚等のインフルエンザウイルスが変異し、人に感染しさらに人から人に感染が広まることにより人命に影響を与える危機的状況が発生する事態に対処するものである。

WHO 警戒レベル

フェーズ 1, 2	人へ感染する可能性のあるウイルスが動物から検出
フェーズ 3	動物から人へのウイルス感染を確認
フェーズ 4	人から人への感染ウイルスを確認（感染範囲が限定）
フェーズ 5	人から人への感染拡大期（広範囲にわたり人と人の感染を確認）
フェーズ 6	パンデミック（大流行期；世界の一般社会で急速に感染が拡大）
後パンデミック期	回復期（パンデミックが発生する前の状態に急速に回復）

国・北海道の危機管理対策レベル

発生段階	感染状況	主な対策
未発生期	まだ新型インフルエンザが発生していない状態。	サーベイランス体制の強化（情報収集・分析）
海外発生期 フェーズ 3, 4	海外で新型インフルエンザが発生した状態。 （国内感染侵入防止）	水際対策（検疫体制）の強化、情報収集強化 発熱相談センター設置
国内発生早期 フェーズ 5, 6	国内で新型インフルエンザが発生した状態。 （感染拡大抑制期） 国内各地域で感染者が発生し、一部地域で患者数が増加している状態。	国～基本対処運用指針 道～サーベイランス強化 ・発熱外来設置 ・積極的疫学調査実施
国内感染拡大期 フェーズ 5, 6	国内での患者の疫学調査で感染経路等の把握ができなくなった事例が生じた状態。	・集会、興行等の自粛要請 ・外出自粛要請 ・学校等の休校要請
国内感染まん延期 フェーズ 5, 6	全国的に新型インフルエンザが流行し、だれでも罹患する可能性のある状態。 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態。	・不要不急事業の縮小要請 ・感染症指定医療機関等の入院措置 ・発熱外来拡充
回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態。	・重症者入院他は自宅療養 ・在宅患者の支援
小康期	患者の発生が減少し低い水準で感染範囲が縮小しつつあるが、第二波の感染拡大期に備える必要のある状態。	・小康期宣言 ・発熱外来、相談センターの中止 ・事業縮小中止

3 苫小牧市対策本部設置体制の基準

対策本部設置の基準については、新型インフルエンザ発生及び感染拡大状況により、段階的に対処する。

○海外発生期（フェーズ規模に関係なく） ～ 「危機警戒体制」

危機管理室「苫小牧市感染症危機管理対策幹事会」を開催。

危機管理室において情報収集し、関係各部による感染症対策幹事会を開催し、国やの基本対処運用指針や北海道感染症対策幹事会の対処状況を把握する。

- ・国内侵入阻止対策（検疫体制、入国者健康観察状況確認）
- ・各部の情報共有と今後の対応協議。

○国内発生期 ～ 「苫小牧市新型インフルエンザ対策本部」設置。

国の基本対処運用指針や北海道行動計画に沿って、発熱外来の設置、健康相談窓口の開設を検討。

- ・国の基本対処運用指針と北海道の行動計画について情報収集と分析をし、市民や企業団体への今後の対応としての情報提供を行う。
- ・苫小牧保健所との連携協議、発熱相談窓口開設、発熱外来設置、
- ・関係各部による感染症対策幹事会を開催し、今後の対応と役割について検討。

○道内発生期 ～ 苫小牧市新型インフルエンザ対策本部体制

北海道の新型インフルエンザ対策本部（事務局；北海道保健福祉部保健医療局健康安全室）及び苫小牧保健所、北海道教育庁胆振教育局等と連携協議を行い、市内感染拡大防止対策について検討する。

- ・道内感染が急速に広まる可能性とその対策について、情報収集と状況の分析を行う。（患者発生状況と感染経路・病状と医療措置、学校等の休業措置の確認）

○市内発生期 ～ 苫小牧市新型インフルエンザ対策本部体制)

- ①市内において感染者が発生した場合は、北海道新型インフルエンザ対策本部と連携を図り、感染原因の究明と感染経路の特定に努め、感染拡大の防止のために正しい情報を市民に提供する。また、「うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染防御方法の徹底や感染者に接触しないなどの感染防止策等の周知を図る。
- ②市民の不安解消を図るために健康相談や单身生活者、高齢者世帯、障害者等支援を必要とする市民からの多様な相談に対応する総合相談窓口を設置する。
- ③発熱外来や感染者専用病棟の確保及び感染拡大期以降における医療体制の変更についても国の運用指針等に基づき、北海道及び苫小牧市医師会との協力連携を図りながら、全医療機関による感染防止対策と医療体制の確立に努める。
- ④学校、保育所等や他の公共施設等の運営をはじめイベント・集会等については、集団感染の状況等を十分検討したうえで北海道等との協議連携により休業・休園・学級閉鎖、休館及びイベント・集会等の中止、延期を決定する。
保育施設等の休業に際しては、市内各企業に対し従業員の休暇に対する理解と協力を求める要請を行う。

○回復期/小康期 ～ 「危機警戒体制」

市対策本部及び国の基本対処運用指針・北海道対策本部行動計画に基づき実施した対策について検証し、次の感染拡大期に備えた対策を検討する。

4 感染患者発生段階別の主な対策（行動マニュアル）

(1) 未発生期 ～ 新型インフルエンザが発生していない段階

行 動 目 的	主 な 対 策
高病原性鳥インフルエンザ等の防疫と ヒトへの感染防止 (動物由来インフルエンザ等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・国・道からの情報収集 ・国内の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況に係る情報収集 ・高病原性鳥インフルエンザ等の防疫体制の整備

(2) 海外発生期（第1段階）～ 海外で新型インフルエンザが発生し、海外渡航者が感染する可能性があり、検疫・医療体制を強化する段階。

行 動 目 的	主 な 対 策
海外発生状況の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・国や北海道等からの情報収集
新型インフルエンザ発生 of 早期把握と国内へのウイルス侵入防止対策～検疫体制強化 ・情報収集、基本対処方針行動指示 ・政府機関（検疫所、厚生労働省、外務省、農業水産省、国土交通省等）及び北海道行動計画の対応確認	<ul style="list-style-type: none"> ・サーベイランス体制の強化 ・国の基本対処運用指針及び北海道行動計画に基づき、関係機関・関係部局との情報連絡体制を整備、確立する。 ・市民に対し、国等の新型インフルエンザ発生地への渡航自粛要請等の情報提供を行う。 ・発熱外来、感染症指定医療機関による初期の新型インフルエンザ医療体制の構築について国や北海道との連携を図る。 ・問い合わせに対応する相談窓口の設置体制を検討する。
新型インフルエンザ感染患者の早期把握（海外滞在時感染）	<ul style="list-style-type: none"> ・国・道等からの情報収集 ・サーベイランス体制の強化
新型インフルエンザの国内感染者発生に備えた医療体制の整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 苫小牧保健所が開設する 発熱相談センターと連携 </div> ↓ 感染症指定医療機関における 「発熱外来」の設置 発熱等相談 → 「発熱相談センター」 ↓ 「発熱外来」（感染症指定病院） ↑ 入院治療又は自宅療養 ↓ 検体送付（保健所） 道立衛生研究所(PCR)確認検査	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報提供体制の整備（ホームページ、広報紙、パンフレット等による） ・予防知識の普及啓発（咳エチケット、手洗い、うがい、マスクの着用、日用品等の備蓄など） ・感染拡大に備えた医療体制整備の協議連携（発熱相談センター、発熱外来等感染患者受入れ医療機関の開設要請と体制の確立） ・単身生活者・高齢者世帯、障害者等要支援者の見守り体制の整備について検討する。 ・市内発生に備えた全庁的な対策の検討 ・救急搬送体制について北海道等関係機関との協議連携を進める。 ・夜間診療体制の検討について、北海道及び市医師会との連携協議を行う。

(3) 国内発生段階（第2段階）～ 国内空港・港湾検疫による感染者の確認検査の強化と他都府県での感染者確認及び患者数の増加に対する対応段階。

行 動 目 的	主 な 対 策
封じ込め策による国内感染拡大防止体制～空港、港湾の検疫強化 ・感染患者の隔離体制強化 ・濃厚接触者の健康観察強化 検疫所⇔北海道保健福祉部 ↓ 各地域保健所 ↓ 本人/家族・同居人	<ul style="list-style-type: none"> ・国や北海道等からの情報収集 ・サーベイランス体制の強化（検疫所、警察、海上保安署、港管理組合、空港港湾関連業者、保健所、他自治体等との情報交換及び連携） ・感染している患者の受け入れ医療機関である感染症指定医療機関に対する調整協議 ・感染患者及び濃厚接触者の入国後の健康観察経過の状況把握の確認 ・消防、感染症指定医療機関における救急搬送体制と従事者の個人防護具の整備
市民への適切な情報提供による混乱抑止と不安解消	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況及び新型インフルエンザの症状と予防策について情報提供（ホームページ、市広報紙、パンフレット等の掲載）の強化 ・発熱相談センターの開設と対応等の周知 ・マスク等の防護備品等の備蓄と必要性について啓発する。 ・ライフラインの確保（水道、交通、病院等）に対する関係各部の取り組みの推進。 ・感染防止備品等の確保について検討する。

(4) 感染拡大期・まん延期（第3段階）

国内感染者の拡大と大規模な集団感染の発生確認により、感染者の全件把握から集団感染把握と全医療機関による医療体制への移行。

行 動 目 的	主 な 対 策
新型インフルエンザの集団発生による市民生活への影響と健康被害を最小限に抑える。 ・国及び北海道の対策本部の運用指針又は行動計画の改定に基づき市民に適切な情報を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報提供（発熱相談センター、感染症指定医療機関以外での受診、不要不急の外出・集会の自粛要請） ・福祉施設、教育機関等の休園・休校等の実施 ・市主催行事の中止及び延期等の実施 ・公共交通機関（市営バス事業等）の運行維持 ・市民生活に関する総合相談窓口の開設
市民不安の解消と混乱防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、報道機関、広報紙等を活用した情報提供の強化 ・公共交通機関、ライフラインの確保 ・単身生活者・高齢者世帯、障害者等要支援者等の社会的弱者に対する支援体制の強化

<p>感染拡大に応じた医療体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査は集団感染疑い又は基礎疾患等患者の場合に実施。 ・原則全医療機関で受診可能とする。(一般患者と区分) ・感染予防ワクチンの接種 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本対処運用指針に基づき全ての医療機関において診断を行うために保健所、医師会と連携協力して、医療体制を整備構築する。 特に重症患者を中心とした入院医療体制を構築する。 ・軽症患者は自宅療養による一般診療とする。 ・予防ワクチンの接種について、保健所及び医師等と連携協力し、国が示す優先順位者に対する接種を促進し、感染の拡大を防止する。
<p>社会・経済機能の維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者に対し、不急の業務の縮小や職場での感染防止対策の実施を要請する。 ・社会機能維持に関する事業者(ゴミ収集、介護・福祉、電力、ガス、食品関連等)に対し事業の継続を要請する。

(5) 回復期 / 小康期 ～ (第4段階)

行 動 目 的	主 な 対 策
<p>社会機能の回復を図り、第2波の感染拡大に備える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部及び国の基本対処運用指針・北海道対策本部行動計画に基づき実施した対策について検証し、次の感染拡大期に備えた対策を検討する。 ・国及び北海道と連携し、国内外の発生状況やワクチンの製造、備蓄状況、有効性、安全性及び抗インフルエンザウイルス薬に関する情報の収集を行う。 ・発熱相談センターの相談窓口をはじめとする相談体制の縮小等について保健所と連携をとりながら決定する。 ・不足している个人防护資機材等の補充について調査し、次回に備えて備蓄を行う。 ・ホームページ等の各種広報媒体により、海外の発生状況や感染予防等に関する情報の提供及び注意喚起を行う。

苫小牧市対策本部の段階別対応行動マニュアル

○第1～2段階（国内への感染患者防止対策及び国内発生を想定した対応）

北海道対策本部（北海道行動計画）との連携・指示を基本とした市の対応マニュアル

業務対応行動計画	各部 職員行動 マニュアル
<p>1 海外の患者発生状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、基本対処方針行動指示 ・政府機関（検疫所、厚生労働省、外務省、農業水産省、国土交通省等）及び北海道行動計画の対応確認（危機管理室担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ○政府の基本的対処方針に基づき対応を検討する。 ○国及び北海道からの情報確認。 各部担当者から危機管理室へ各省庁等からの通知等の情報を適時報告する。（通知文コピー） ○危機管理室で情報を一元管理するために関係各部各機関からの情報を集約整理し、市長へ報告。 必要に応じ、部長会議で状況報告する。
<p>2 対策本部体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や北海道の設置状況と事態状況により判断する。 ・「WHO 感染レベルの引き上げと国及び北海道の対応方針 「北海道新型インフルエンザ行動計画」（道保健福祉部事務局） ⇕ 保健所及び道内市町村へ周知、行動指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○政府「新型インフルエンザ対策本部」設置 対策本部長（総理大臣）記者発表 関係省庁大臣による本部幹事会で対応協議決定。 ↓ ○北海道「新型インフルエンザ対策本部」設置 対策本部長（道知事）記者発表 本部事務局～保健福祉部 本部幹事会（関係部）で対策協議決定。 ⇕
<p>○協議連携及び情報収集 北海道（保健所）⇔市健康こども部 ⇕ 市危機管理室 ⇕ 検疫所 ⇔産業経済部、港管理組合、農業水産課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○苫小牧市「新型インフルエンザ対策本部」設置 対策本部長（市長）～本部事務局「危機管理室」 第1回対策会議 ・本部設置～「危機管理室で事務局担当」 ①本部の役割 ②事態発生の経過と他都市の対応状況 ③各部の対応及び国・道の対策情報確認 市民の健康相談体制（健康こども部） 入国者の健康検査体制と検疫情報の確認（健康こども部、港管理組合、市立病院等） ④関係機関との情報収集と各部連絡調整（危機管理室）
<p>○苫小牧市対策本部設置を決定した場合は、「市長記者会見」を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への状況説明と今後の対応と対策及びサーベイランス強化 ・市民の冷静な対応の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○「新型インフルエンザ本部長・副本部長会議」 ・レベル5引き上げについても、現在の水際検疫対策を重点に、国内患者発生に備えた感染予防医療体制の充実を継続する政府方針に変更はないことから情報収集と国の指示による初動体制を進める。

<p>3 感染地域からの旅行者、帰国者、船員、貨物等の健康チェック体制を確認する。</p> <p>検疫所→北海道庁→保健所→本人</p> <p>※保健所からは、健康観察者名簿は市には公表されない。(個人情報)</p> <p>4 市民相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染地域への海外渡航の自粛 ・帰国後の健康状況把握 ・発熱患者の医療機関等の相談 <p>海外渡航歴のある人は発熱相談センター(保健所)に先に電話相談するように指導。</p> <p>5 発熱外来設置 (感染者発生確認)</p> <p>相談 → 発熱相談センター → 発熱外来</p> <pre> 入院診療 ← 簡易検査 ↓ 検体送付 道立衛生研究所(新型インフル確定) </pre> <p>6 医療体制</p> <p>「発熱外来開設」～北海道行動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苫小牧市立病院(感染症4病床) <p>医師、看護師の医療用防護服等の医療資機材配備済(北海道より配布)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡体制の再確認と招集体制の確認 (道内・市内感染者発生時の参集範囲) <p>市長・副市長、危機管理室長、総合政策部長、保健福祉部長、消防長、市立病院事務部長、産業経済部長、総務部長、財政部長、教育長、学校教育部長、港管理組合総務部長が参集し、対応を協議する。</p> <p>○水際対策(空港、港湾)～ 検疫体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機内検疫、船内検疫実施。(検疫所千歳空港支所) <p>○国、北海道の対応対策について情報収集</p> <p>健康こども部、総合政策部、産業経済部、港管理組合が保健所、検疫所等と情報交換し、危機管理室へ情報提供する。</p> <p><u>○健康観察者の状況確認を毎週保健所と情報交換(健康こども部健康支援課担当)</u></p> <p>○発熱相談センター設置(苫小牧保健所)</p> <p>相談時間 9時00分～21時00分(毎日)</p> <p>21時以降は道庁保健福祉部で24時間体制で対応</p> <p>○健康こども部における相談窓口体制</p> <p>相談時間 8時45分～17時15分(平日のみ)</p> <p>(健康こども部健康支援課)</p> <p>○相談状況確認(相談件数)～(健康支援課)</p> <p>○苫小牧保健所から要請があり、市立病院が感染症指定病院であることから「発熱外来」の設置を決定。</p> <p><u>※報道資料配布(市立病院、危機管理室)</u></p> <p>○発熱外来受診要請をした場合は、保健所から市健康こども部次長に緊急連絡あり、危機管理室長に即時報告する。</p> <p>○渡航歴のある海外入国者及び帰国者で発熱をしている人の簡易検査及び診察を専用の入口を設け、一般外来患者の入口とは区別して行う。</p> <p>発熱相談センターから連絡を受けた患者を診療する。感染病床で入院治療する。(回復まで)</p> <p>○軽症感染者については、自宅療養措置(医師判断)</p>
--	--

業務対応行動計画	各部 職員行動 マニュアル
<p>7 患者発生（疑いも含む）の報告 国への報告は都道府県が行う。 道へは苫小牧保健所が報告する。 市民公表は「報道資料配布」 ※市長メッセージ添付 議会報告と対応～正副議長協議</p> <p>8 市民への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道発表（市長メッセージ）及び適時市内発生状況、対応状況、予防策等について情報提供する。 保健所と連携を取りながら対応する。（健康子ども部、総合政策部、危機管理室） <p>○危機管理室ホームページ開設 「新型インフルエンザについて」 国・道・市の対応と情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防対策等について 「国・道の対策本部にリンク」し、具体的な対応策について、市民及び企業、医療従事者等が必要な情報を得ることができるようにする。 ・道内及び市内の感染状況 ・感染が疑われる場合の受診方法 ・医療機関受診上の注意 	<p>○発熱外来への診療要請及び要請連絡が苫小牧保健所から市立病院または健康子ども部にあった場合は、速やかに危機管理室長へ報告する。</p> <p>○危機管理室長は、状況を確認後、ただちに市長へ報告し、対応を協議する。</p> <p>○報道発表は総合政策部から記者クラブへ配布する。</p> <p>○患者発生事態について報道発表（資料配布） 第1例の市内在住者が感染患者と確定した場合、 対策本部会議開催後、ただちに記者クラブに報道資料を配布する。（市長メッセージ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者と感染症状容態、感染経路、治療内容等 ※報道機関を活用した、市民への情報提供である。 ・「感染予防対策の強化」及び「学校等における健康観察等の強化」について 臨時休校、休園休所措置の可能性及び外出自粛、手洗い・うがい等家庭での予防と冷静な対応を呼びかける。 <p>※第2例目以降は、苫小牧保健所と連携を図りながら、報道資料として記者クラブに資料配布する。 （報道機関は、危機管理室が対応する。） 学校関係は教育委員会から報道資料配布する。</p> <p>○市民からの問い合わせに対応できる窓口を保健福祉部に設置し、適切な情報提供を行う。 （健康子ども部健康支援課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザについて ・新型インフルエンザの症状について ・かかった場合の医療機関受診の相談 ・妊産婦等の感染防止相談 ・基礎疾患等の患者の感染防止・医療相談 ・ワクチン、治療薬等についての相談

○第3～4段階早期（国内・道内感染拡大による市内感染患者を想定した対応）
 北海道対策本部（北海道行動計画）との連携・指示を基本とした市の対策マニュアル

業務対応行動計画	各部 職員行動 マニュアル
<p>1 患者発生時の状況把握 感染発生地域の確認と感染拡大状況の把握 （健康子ども部、市立病院、学校教育部、危機管理室） 【情報収集】 ・厚生労働省 「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」 ・北海道保健福祉部（道対策本部） ・報道機関等 ※国・道の関係機関との連携を図り、全ての情報を危機管理室に集約する。</p> <p>2 対策本部緊急開催 ※市内感染者確認時にのみ緊急の対策会議を開催する。 当面は危機管理室で情報収集し、本部長へ逐次報告する。 ・報道発表、市民への情報提供については、第1～第2段階における「市内在住感染患者発生時の報告」と同様の対応とする。</p> <p>3 市民相談窓口 ・健康子ども部健康支援課相談窓口（8時45分～17時15分）平日のみ ・発熱相談センター（苫小牧保健所） 9時から21時まで電話相談受理 21時以降は道庁直通相談電話（感染の疑いのある市民からの相談） 相談→発熱相談センター→発熱外来 ※道の相談体制とリンクして対応する。</p>	<p>（健康子ども部、危機管理室、学校教育部、市立病院） ○国の基本対処運用指針の確認と情報収集 ○北海道対策本部からの情報確認 北海道が主管する「地域インフルエンザ連絡会議」における関係団体等の情報交換と対応確認。 ○海外帰国者の道内及び市内患者発生も考えられることから、苫小牧保健所との連携を強化し、健康子ども部又は危機管理室において情報収集を行う。 ・定期的に健康子ども部が保健所に海外渡航歴のある健康観察者の情報を確認する。 保健所 ⇄ 健康子ども部 → 危機管理室へ報告 ・学校、医療機関における欠席者及び受診患者等の感染情報を危機管理室へ報告する。</p> <p>「本部緊急招集対応」 ○部長会議メンバー及び港管理組合総務部長 ①国内及び道内感染者が発生した場合でも、市内在住者でない時は、緊急の対策本部は開催しない。 ②市内在住感染者確認時の対応・対策協議に備え、対策本部メンバーは土曜、日曜、祝祭日は1時間以内に参集できる地域で行動すること。 ③国・道が感染者数の把握を集団感染者の把握とし医療体制を全医療機関で受診可能体制に移行した場合は、学校等における集団感染の可能性があり、休業又は学級閉鎖等の措置を講じる場合のみ開催する。（第1例のみとし、基準決定後は基準により対応）</p> <p>○健康子ども部健康支援課の相談窓口体制継続と拡大（国内他地域での感染拡大時） ・現在の相談体制を維持継続する。 （道内及び市内発生の場合） 健康子ども部職員対応（勤務時間内） <u>※発熱相談センターへの相談を教示する。</u> ↓ ※北海道の相談窓口は保健福祉部で一括担当。 苫小牧保健所発熱相談センター担当</p>

業務対応行動計画	各部 職員行動 マニュアル
<p>4 医療体制 「発熱外来開設」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苫小牧市立病院（感染症 4 床） 医師、看護師の医療用防護服等の医療資機材配備済（北海道より配布） ・ 医師会では会員に、院内ポスターを掲示し、海外渡航歴のある人の発熱相談センターへの相談をPRしている。 ・ 重症患者は、入院措置とし、軽症患者は、自宅療養とする。（道が決定） <p>5 市民への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理室ホームページ開設 「新型インフルエンザについて」 国・道・市の対応と情報提供 ・ 予防対策等について 「国・道の対策本部にリンク」し、具体的な対応策について、市民及び企業、医療従事者等が必要な情報を得ることができるようにする。 <p>6 感染地域への旅行、出張等の自粛規制（市ホームページに掲載） （国や道の指導に従って対応する。）</p> <p>○市の公式行事の派遣中止、修学旅行等の自粛 危機管理室が全国的な感染状況について情報収集するとともに北海道や他都市の対応情報を参考に状況を見極めたいうで、決定する。</p> <p>※民間企業や高校・大学等における市民、学生等の海外渡航に対する自粛については、原則、企業・学校等の判断とし、国や道の指導要請により対処する。（社会活動の継続の必要性）</p>	<p>○発熱外来への診療要請及び要請連絡が苫小牧保健所から市立病院又は健康こども部にあった場合は、速やかに危機管理室長へ報告する。</p> <p>○危機管理室長は状況を確認後、ただちに市長へ報告し、対策本部を開催する等の対応を協議する。</p> <p>○発熱外来の簡易検査でインフルエンザ陽性が確認された場合は、道立衛生研究所に苫小牧保健所職員が検体を搬送し、PCR（遺伝子）確認検査をし、新型インフル感染者と判明した場合は、医師等の判断により入院措置を講じ、感染の拡大を防止する。（保健所では濃厚感染者の把握と予防対策を実施する）</p> <p>危機管理室が「ホームページ」の情報更新を適時に行い、必要な情報を市民に提供する。</p> <p>①国・道のホームページとリンクし、最新の対策対応について、わかりやすい情報を提供する。</p> <p>※市の対応と国・道の対応について説明し、市民の心理的な動揺をできるだけ抑えるような対応を行う。</p> <p>②感染予防対策と感染時の受診方法などについて市民周知と情報提供をする。（市広報紙も活用）</p> <p>○感染地域に出張等の旅行に行くものについては、予防知識を周知し、感染しないように注意を促す。</p> <p>○北海道行動計画による指示に従い、感染地への旅行や出張の自粛や規制を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の修学旅行や研修旅行については、道教委から通知を受け、市教委と学校長が判断する。 <p>※市としても感染地域への不要不急の旅行や出張は原則、見合わせる。～ 状況により判断 主管課と危機管理室が協議検討する。 最終的には、担当部で決定する。</p> <p>○各部が実施している団体旅行や学校行事等で感染地域及びその周辺地域に行く予定のある行動計画を調査確認する。 （修学旅行、研修旅行、スポーツ大会等） ※中止、延期等の判断は、各部の判断とする。 （感染防止対策を十分検討したうえで決定する）</p>

業務対応行動計画	各部 職員行動 マニュアル
<p>7 国内感染の拡大期における、道内及び市内感染の可能性と今後の対応検討。</p> <p>(国の対処基本方針等)</p> <p>(1) 感染者が出た地域では、全ての学校を1週間、臨時休校とする。</p> <p>(2) 保育園、幼稚園、介護施設等の通所は休園、休所とする。</p> <p>(3) 市の行事、イベントは原則、全て延期又は中止とする。</p> <p>(4) 不要不急の外出はできるだけ控えるよう指導する。</p> <p>(5) 発熱外来での診療と発熱相談センター(苫小牧保健所)で対応</p> <p>(6) 行政事務継続のためのマスク等の必需品の備蓄状況確認(調査)</p> <p>※国の対処方針は、感染状況とウイルスの性質(強毒性か弱毒性か)により対応が変更されることがあり、各都道府県の判断により決定されている。</p> <p>[マスク、消毒液等の配布の考え方]</p> <p>○業務上、特にマスク携帯が必要と思われる部署については、事前にマスク等を備蓄しておく。</p> <p>※一般事務職員については、総務部で購入備蓄し、配布する。</p> <p>※全庁的なマスク着用、消毒薬の設置時期については、対策本部で決定する。(職員業務対応指針)</p> <p>8 公共交通機関の事業継続</p> <p>苫小牧市自動車運送事業及び道内民間バス事業者に対し、ライフラインである交通手段確保のためバス運行の継続要請。</p>	<p>○保育所、幼稚園、小中学校の臨時休校措置と期間</p> <p>※教育委員会は道教委等の要請により休校措置を行う。</p> <p>(原則、学校長及び市教委が判断)</p> <p>○道立高校、私立高校・私立幼稚園等の休校措置</p> <p>※道教委及び道総務部学事課の要請により休校措置を行う。(市教委で確認、学校等設置者の判断)</p> <p>○私立保育園、介護、福祉施設等通所施設の休館(福祉部、健康子ども部で確認、市及び施設設置者が協議決定)</p> <p>○市管理施設の休館(児童館、体育館、コミセン等)</p> <p>教育委員会、市民生活部等担当部局で休館周知する。</p> <p>○市の主催するイベント行事の中止、延期</p> <p>※保育園、幼稚園、介護・福祉関係通所施設の休止に伴う対応と対策(期間、範囲、相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者、家族の休暇の取得をできるだけ可能にするように事業主等に要請する。 <p>※保育所、介護施設等は市健康子ども部で道保健福祉部と連携・協議し、決定する。(施設への連絡体制)</p> <p>保育所については、休園した場合は、利用者の状況と感染拡大状況を考慮し、感染幼児以外の受入れも検討する。</p> <p>○市施設は所管各部で休館掲示対応。</p> <p>○マスク等の備蓄状況を危機管理室で調査する。</p> <p>各部において保有している、業務用の備蓄品の在庫数の確認をし、対策本部で備蓄準備態勢を協議する。</p> <p>(感染拡大時の対応を想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク・消毒液・エプロン ・薬品(タミル、リenza)～「北海道が原則備蓄管理」 <p>○薬品以外は保管状況を確認後、今後の備蓄品購入の必要性について、担当部局及び財政部等が協議し、購入する。(危機管理室に数量報告)</p> <p>○バスの運航継続要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防ポスター車内掲示(予定) ・交通機関の運行維持のため、乗務員のマスク着用など感染予防対策の依頼

業務対応行動計画	各部 職員行動 マニュアル
<p>9 ライフラインの維持確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業者に対しても、水道の供給の維持のため、浄化薬品や水道水の汚染等の防止のため、マスク消毒液等の必要物資の備蓄を行う。 ガス、電気事業者は、独自で感染予防対策に取り組んでいる。 <p>10 港湾活動の維持</p> <p>外国航路については、検疫所と連携し、検疫体制により水際対策実施。国内フェリーは、船内発症に備えた体制を各社で実施。(予防周知)</p> <p>11 教育活動への対応 (苫小牧市の基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>感染者の疑いがある患者が報告された場合は、患者の発生が拡大する可能性のある市内小中学校および市立幼稚園を休校・学年閉鎖・学級閉鎖措置とする。</u> ※期間は原則1週間(土日を含む) 留守家庭児童会、幼稚園、児童館、不登校あおば学級も休園、休所とする。～当該施設で発生した場合 スポーツ大会、文化活動等については感染の状況により中止・延期を判断する。(道教委通知を参考) <p>※休校措置期間の児童生徒、学生の自宅静養の徹底を図る。 北海道教育委員会からの指導通知に基づき行動する。</p>	<p>○厚生労働省に備蓄状況を報告し、適時補充体制を整備している。～ 上下水道部</p> <p>※現時点の備蓄状況は、必要量確保。 ※業務継続計画策定済</p> <p>○港管理組合、海上保安署、苫小牧警察署、船社代理店、フェリー会社による検疫、濃厚感染者の確保について「苫小牧港水際危機管理コアメンバー会議」による情報交換と対策協議を継続。</p> <p>※苫小牧港管理組合から産業経済部又は危機管理室へ情報提供と対応協議。 「苫小牧港管理組合新型インフルエンザ対策本部」</p> <p>○北海道教育委員会の要請と協議により、患者発生の当該学校等の休校等を決定する。</p> <p>※市教育委員会は、道教委と連携し、対応措置について協議し、対策本部へ報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市教育委員会から報道発表する。(報道資料配布) <p>○休校等の措置については、学校は連絡網等で保護者生徒に連絡する。 (児童登校前に、できるだけ連絡を完了する) その後おいては、速やかに、保護者への説明文等を配布する。</p> <p>○私立幼稚園への休園要請は、北海道総務部学事課と保健所が協議し、設置者に休園要請を行う。 (市教委は、私立幼稚園連合会等から休園決定について報告をうけ、危機管理室に報告する)</p> <p>○高校(道立・私立)の休校等措置については、北海道教育委員会及び学校設置者が保健所の要請をうけ、決定する。</p> <p>○大学及び高専、各種学校等については、設置者が休校等措置について保健所の要請をうけ、決定する。</p> <p>※休校措置等の実施については、危機管理室で確認。</p>

○第4段階 (道内及び市内感染者拡大・まん延期で集団感染発生時の対応)

北海道対策本部(北海道行動計画)との連携・指示を基本とした市の対策マニュアル

業務対応行動計画	各部 職員行動 マニュアル
<p>1 患者発生時の状況把握</p> <p>集団感染の疑い及び感染者の確認がされた場合</p> <p>相談 → 市内医療機関 → 受診診療</p> <p style="margin-left: 40px;">重症患者又は集団感染疑い ↓ 簡易検査</p> <p style="margin-left: 80px;">苫小牧保健所</p> <p style="margin-left: 40px;">重症患者又は集団感染疑い ↓ 検体送付</p> <p style="margin-left: 80px;">道立衛生研究所(新型インフル確定)</p> <p>2 対策本部開催</p> <p>(緊急招集) 感染患者に死亡者が出るような事態が発生した場合又は市が主催するイベント等の中止、中断の決定。</p> <p>(定期開催) 市内感染状況や国の対応指針等変更内容についての情報共有。</p> <p>3 市民相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康こども部健康支援課で相談窓口を開設(8時45分～17時15分)平日のみ ・発熱相談センター(苫小牧保健所) 8時45分から17時30分まで電話相談受理。 <p>4 医療体制</p> <p>「原則、市内全医療機関で診療する」</p> <p>各医療機関においては院内感染防止対策をできる範囲で実施し、疑い患者を受け入れる。(医師会連携協力)</p> <p>※事前に電話連絡して受診するよう市民へ周知する。(HP、庁内等各施設の掲示板、広報紙、報道機関等)</p> <p>※医療機関は、集団感染の可能性のある場合と基礎疾患患者の感染のみ国へ報告する。</p> <p>※軽症患者は自宅療養とし、重症化する可能性のある患者は入院措置。</p>	<p>○北海道苫小牧保健所からの情報確認</p> <p>市内全医療機関及び学校等から保健所に集団感染等の疑いのある患者及び重症化する可能性のある患者の受診・欠席者報告がされる。(保健所→市健康こども部へ連絡。)</p> <p>※毎日5時に当日報告文を保健所が公表する。</p> <p>健康こども部・市教委 → 危機管理室報告・集約</p> <p>※危機管理室ホームページで市民公表する。</p> <p>○市内在住感染患者が死亡した場合は、本部長報告後1時間以内に本部員を招集し、本部対策会議を開催する。(死亡経緯、死亡原因、今後の対応)</p> <p>患者死亡発生事態について報道発表(資料配布)する。</p> <p>○集団感染が急激に拡大し、市が主催するイベント行事等を中止または延期する必要があると思われる場合は、本部会議終了後、報道発表(資料配布)する。</p> <p>○健康支援課の相談窓口体制を拡充し、対応する。</p> <p>相談時間拡大について苫小牧保健所と連携を取りながら対応する。(初期段階保健福祉部職員対応)</p> <p>※感染拡大状況によっては、各部応援職員体制を検討する。</p> <p>平成21年7月24日法律改正施行(北海道通知)</p> <p>○国内感染拡大期からまん延期における医療体制を今回のインフルエンザの特徴として弱毒性で感染力が通常インフルエンザよりも高く、今後において、基礎疾患を持つ患者や妊産婦等が重篤化しやすいと考えられることから、軽症患者は自宅療養とし、基礎疾患を持つ者や重篤化すると思われる者を入院措置とする。</p> <p>○感染者数については全数把握から集団感染の可能性のある場合に医療機関から保健所へ報告させる。</p> <p>○個別感染者数は報告義務なしに変更</p> <p>○PCR(遺伝子)確認検査も同様の対応とする。</p>

業務対応行動計画	各部 職員行動 マニュアル
<p>5 死亡患者発生の報告 国への報告は都道府県が行う。 道へは苫小牧保健所が報告する。 ↓ 市（健康子ども部、教育委員会等） ↓ 危機管理室 → 市長</p> <p>6 市民への情報提供 ・報道発表等により注意喚起を行う。 <u>感染拡大により市が主催するイベント行事等を中止若しくは延期するような場合に行う。</u> <u>学校閉鎖、学級閉鎖、一部施設の休館等については通常のインフルエンザと同様、報道資料の提供とする。</u> ・危機管理室ホームページ掲載「新型インフルエンザについて」 国・道・市の対応と情報提供 ・学校、保育所、介護施設等の保護者及び利用者へ文書配布</p> <p>7 市役所業務の継続（患者発生時） ・通常の行政業務は継続する。 ・検診や集会等、人が多く集まる市の主催行事・業務は中止する。 ・市の高齢者通所施設等は休止する。 ・38度以上の発熱がある職員は、感染拡大防止のため有給休暇をとり、回復まで自宅で療養させる。 ※業務継続計画及び職員業務対応指針（行政業務の縮小も想定）</p> <p>8 公共交通機関の事業継続 苫小牧市自動車運送事業及び道内民間バス事業者に対し、ライフラインである交通手段確保のためバス運行の継続要請</p>	<p>死亡患者発生時の対応 ○死亡患者発生の連絡が苫小牧保健所等から健康子ども部にあった場合は、速やかに危機管理室長へ報告する。 ○危機管理室長は、状況を確認後、ただちに市長へ報告し、対策本部開催等の対応を協議する。 ※報道発表は、苫小牧保健所と連携し、報道資料配布。</p> <p>○死亡患者発生事態 保健所発表を受け、市も報道資料配布 ・市長メッセージ ・死亡患者の概要経緯、死亡原因 ・「今後の対策と対応検討」 ・市民への情報提供と冷静な対応呼びかけ ※報道機関を活用した、市民への情報提供である。 ○臨時休校、休園、休所等の状況及び外出自粛、手洗いうがい等家庭での予防と冷静な対応を呼びかける。 ※休校、休園、休館等の措置対応については第3～4段階早期の対応と同様とする。</p> <p>○職員の健康管理対策及び業務継続対策の実施 ・窓口業務対応職員へのマスク・消毒液等の二次感染防止対策の実施（総務部と危機管理室協議） ※市民生活部、福祉部、健康子ども部、財政部等において常時市民と濃厚接触する可能性のある職場については、各部においてマスク・消毒液等を備蓄配備する。</p> <p>○業務遂行時の感染予防対策と住民対応、業務継続計画の基本的な考え方を例示し、各部で業務内容の精査と縮小業務を検討する。</p> <p>○バスの運航継続要請 ・感染予防ポスター車内掲示（利用者PR）予定 ・乗務員のマスク着用及び乗務員の確保等について要請</p>

業務対応行動計画	各部 職員行動 マニュアル
<p>9 ライフラインの維持確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会機能の維持に関わる事業所に対し、事業継続に向けた取り組みを要請する。特に、社会的弱者への事業提供者に対する指導要請を強化する。 ・水道事業者に対しては、水道の供給の維持のため、浄化薬品や水道水の汚染等の防止のため、マスク消毒液等の必要物資の備蓄を行う。 ・ガス、電気事業者は、独自で感染予防対策に取り組んでいる。 <p>10 港湾活動の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国航路については、検疫所と連携し、検疫体制により水際対策実施。 ・国内フェリーは、船内発症に備えた体制を各社で実施。(予防周知) <p>11 教育活動への対応 (苫小牧市の基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>感染者の疑いがある患者の集団発生が報告された場合は、該当する小中学校及び公立幼稚園及び保育所等について北海道との協議等に基づき休校・休園等の措置を行う。</u> <p>※期間は原則、1週間(土日を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留守家庭児童会、児童館、不登校あおば学級も同様の対応とする。 ただし、学年閉鎖、学級閉鎖の場合を除く。 ・スポーツ大会、文化活動等についても道教委の通知に基づき、当面延期をする。 <p>※休校措置期間の児童生徒、学生の自宅静養の徹底を図る。(道教委通知)</p>	<p>○民間事業者については、国の指導要請のもと、事業者として事業継続計画に基づき対応をしている。</p> <p>地元中小企業者等については、商工会議所等と連携を図りながら産業経済部、環境衛生部、福祉部等で事業継続について再度要請する。</p> <p>※国の要請文等を参考に市としての要請を検討する。</p> <p>○厚生労働省に備蓄状況を報告し、適時補充体制を整備している。～(上下水道部)</p> <p>※現時点の備蓄状況及び必要量について点検し、必要量の確保に努める。</p> <p>○港管理組合、海上保安署、苫小牧警察署、船社代理店、フェリー会社による検疫、濃厚感染者の確保について「苫小牧港水際危機管理コアメンバー会議」による情報交換と対策協議を継続。</p> <p>※管理組合から産業経済部又は危機管理室へ情報提供と対応協議</p> <p><u>○北海道教育委員会等の要請及び協議により、学校の休校等を決定する。</u></p> <p>市教育委員会は、道教委等と連携し、対応措置について協議し、対策本部(危機管理室)へ報告する。</p> <p><u>※道教委の学校行事等に関する通知に基づく措置。</u></p> <p>○休校等の措置については、市教委と各学校長が協議し、道教委へ及び保健所へ報告する。</p> <p>その後においては、速やかに、保護者への説明文等を配布する。</p> <p>○私立幼稚園への休園要請は、北海道学事課が設置者と協議し、休園要請を行う。</p> <p>※私立幼稚園連合会から市教育委員会(総務企画課)へ報告連絡。→「危機管理室へ報告」</p> <p>○高校(道立・私立)への休校等の道教委等の対応確認及び休校措置の確認は市教育委員会が行う。</p> <p>○大学及び高専については、総合政策部が休校等の措置要請について協議確認を行う。</p>

○第5段階 (回復期及び小康期の対応)

業務対応行動計画	各部 職員行動 マニュアル
<p>1 社会機能の回復を図り、次の流行期に備える。</p>	<p>○国及び北海道の対処運用方針、行動計画の見直し等の情報を収集し、実施した対策等について検証を行い、次の流行に備えた体制と対策を検討する。</p>
<p>2 市民への情報提供</p>	<p>○抗インフルエンザワクチンの製造、備蓄及び有効性、安全性に関する情報を収集し、市民に提供する。</p> <p>○ホームページ等の各種媒体により、国内外の発生状況、感染予防等に関する情報を提供し、感染防止に向けた注意喚起を行う。</p> <p>○新型インフルエンザの患者発生状況等のサーベイランスを中止する。</p>
<p>2 対策本部体制の縮小</p> <p>全庁的な本部体制から主たる担当部局である健康子ども部に対策本部を移行し、市民の健康相談と予防対策を重点的に実施する。</p> <p>○健康子ども部健康支援課の健康相談窓口の休止 (8時45分～17時15分) 平日のみ</p>	<p>※危機管理室では、新型インフルエンザの国内外の感染状況と対策及び対応等について情報収集し、次の流行に備える。</p>
<p>3 医療体制</p> <p>国や北海道の行動計画に基づき、医師会等の関係機関と連携を図り、次の流行期に備えた医療体制について情報を共有する。</p>	<p>○苫小牧保健所と連携を図り、地域の医療体制の充実について協議検討する。 (院内感染予防対策、入院病床の確保、抗インフルエンザワクチンの提供と適正流通)</p> <p>○不足している医療資材等の備蓄について、国や北海道と協議し、次に備えた備蓄を行う。 (個人防護具、人工呼吸器等)</p>
<p>4 事業継続計画の策定促進と見直し</p> <p>職場における感染防止策や重要業務の継続や不急の業務の縮小について計画を策定するとともに既にある計画の見直しを行う。</p>	<p>○各部においては、市の行政業務を維持するための職員の健康管理及び感染予防対策の検討と重要業務並びに不急業務の内容について再度点検見直しを行い、必要な人員の確保と業務計画を策定するなど、次の流行に備えた準備を行う。</p>

学校及び社会福祉施設等の休校・休園措置に関する基準

市内の学校及び社会福祉施設等において、新型インフルエンザ様症状のある患者が確認された場合は、感染拡大を防止するために、北海道及び北海道教育委員会と協議連携を図り、国及び北海道行動計画等に基づき決定された基準に沿って対応する。

ただし、この基準が北海道及び北海道教育委員会において変更された場合は、市においても変更された基準等に準拠する。

- 平成 21 年 8 月 25 日付 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡
- 平成 21 年 8 月 27 日付教学健第 747 号 北海道教育委員会学校教育局長
- 平成 21 年 9 月 2 日付胆保社第 1862 号 北海道胆振保健福祉事務所保健福祉部長
- 平成 21 年 9 月 3 日付教学健第 800 号 北海道教育委員会学校教育局学校安全健康課長（通知）

【 北海道の基準 】

現在、発生している A 型インフルエンザのほとんどが新型インフルエンザと推定される状況にあることから当面の学校の臨時休校等の目安を以下のとおり決めたので適切に対応すること。

1 学校等臨時休業について（幼稚園、保育園等も準用する）

①臨時休業の種類	臨時休業等の対象範囲
(a) 出席停止	インフルエンザと診断された当該幼児児童生徒
(b) 学級閉鎖	同一学級内において、 <u>A 型インフルエンザと診断された幼児・児童生徒及びインフルエンザ様症状を有し欠席している幼児・児童生徒が当該学級の在籍者数の概ね 10%に達した場合</u> (ただし、幼児児童生徒数が 20 名未満の学級にあつては、2 名以上となった場合) なお、感染経路が極めて限定的であるなど、これ以上の感染の拡大が生じないと判断される場合はこの限りではない。 また、学校長が円滑な教育活動の実施と感染予防の観点から特に必要があると判断したときは、ただちに学級閉鎖等を検討することができる。
(c) 学年閉鎖	学級閉鎖が同一学年において複数発生した場合。
(d) 学校閉鎖	学年閉鎖が複数発生した場合。
②臨時休業の期間	原則として、5 日間（土・日曜日、休日を含む）とする。
③臨時休業の決定	<u>学校長等は、幼児児童生徒の健康状態、地域の感染状況等を踏まえ、学校医、保健所等の意見を聞いて判断すること。</u>

2 修学旅行等の実施について

(1) 修学旅行（農業体験や実習船による外地寄港等を含む）

ア 臨時休業措置を講じている学校

・新型インフルエンザを含むインフルエンザ（以下インフルエンザという）の

感染拡大防止のため休校の措置を講じている学校は、国の内外を問わず、修学旅行等を延期するなどの措置をとること。

- ・学校閉鎖又は学級閉鎖の措置を講じている学校においては、修学旅行等を実施する当該学年又は当該学級が臨時休業の措置を講じていない場合は、感染予防の措置を十分講じた上で実施すること。

イ 上記以外の学校（休業措置等を講じていない学校）

- ・国内外の修学旅行等の実施にあたっては、旅行先の流行情報を注視し、児童生徒及び引率教職員の感染予防のための措置を講じるなど適切に対応すること。

- 3 見学学習や職場体験学習など児童生徒等が学校以外の施設で行う行事及び海外や国内の都道府県から団体や個人を受け入れて実施する交流活動についても、
2－（1）－ア及びイと同様の考え方で対応すること。

4 運動会等の学校行事について

- (1) 臨時休業措置を講じている学校

インフルエンザの感染拡大防止のため臨時休業（休校、学年閉鎖、学級閉鎖）の措置を講じている学校は、行事の延期をするなどの措置をとること。

- (2) 上記（1）以外の学校

同一の市町村内で臨時休業の措置を講じている学校がある場合は、児童生徒等の健康把握を行い、健康状況に配慮しながら実施すること。

5 集会・スポーツ大会等への対応について

- (1) 臨時休業措置を講じている学校

- ・インフルエンザの感染拡大防止のため休校の措置を講じている学校は、参加を見合わせること。
- ・学年閉鎖又は学級閉鎖の措置を講じている学校において、参加予定者の属する学年又は学級が臨時休業の措置を講じていない場合は、感染予防のための措置を十分講じた上で参加すること。

- (2) 上記以外の学校

38度以上の発熱などインフルエンザ様症状を有する児童生徒等については、参加を自粛させること。

- (3) 集会・スポーツ大会等の主催者に対しては、38度以上の発熱などインフルエンザ様症状を有する大会関係者が大会運営に携わらないなど、感染防止の措置を講ずるよう要請すること。

- 6 社会福祉施設等（保育所を除く）については、苫小牧保健所が施設の設置者及び施設長に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握すること、また、施設の臨時休業の要請や外出自粛の要請、施設内の基本的な感染防止対策の徹底等の相談体制を講じており、その判断を尊重するものである。

（苫小牧保健所、社会福祉施設設置者及び施設長と市保健福祉部が連携して対応）

クラスター（集団発生）のサーベイランス基準（要約）

平成 21 年 9 月 2 日 北海道通知

新型インフルエンザ（A/H1N1）について、放置すれば大規模な流行につながる可能性がある集団的な発生を早期に把握することを目的とする。

保健所は、医師、学校の設置者、社会福祉施設等の施設長からの連絡により、同一集団において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団的な発生が疑われる事例を把握する。

（1）医師からの連絡

医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、問診等により当該患者の属する施設において新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生していると判断した場合は、保健所に連絡する。

（2）学校の設置者からの連絡

学校の設置者は、インフルエンザに感染し、若しくはその疑いがある者に対し出席停止が行われた場合又は臨時休業の措置が行われた場合、保健所に連絡する。また、それ以外の場合でも、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で 7 日以内にインフルエンザ様症状による 2 名以上の欠席者（教職員を含む）が発生した場合、迅速に保健所に対して情報伝達を行う。

（3）社会福祉施設等の施設長からの連絡

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後 7 日以内に、その者を含め 2 名以上が医師の診察を受けたうえで新型インフルエンザ（A/H1N1）の感染を強く疑われた場合、保健所に連絡する。

【 参 考 】

（感染流行状況に対する注意喚起基準）～ 「国立感染症研究所感染症情報センター」国立感染症研究所感染症情報センターのインフルエンザ流行に関連する参考情報として「警報・注意報発生システム」による感染症発生情報動向調査における定点医療機関を受診した患者の数を週毎に把握し、感染拡大の基準値を超えたか否かを発表し注意喚起をおこなっている。

苫小牧保健所管内の定点医療機関（8 医療機関）の平均患者数が 1 人/日を超えた場合はインフルエンザ等の感染症が「流行期」に入ったと判断されます。

（注意報・警報発令基準）

- | |
|---|
| ○注意報 ～ 定点医療機関の患者数が 10 を超えた場合。
今後 4 週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示すものです。 |
| ○警報 ～ 定点医療機関の患者数が 30 を超えた場合。
大きな流行の発生・継続が疑われることを示すものです。 |

苫小牧市の業務継続の基本的な考え方

市内において、新型インフルエンザの感染が拡大し、市職員にも感染患者が多数発生した場合においても、各部が連携して健康被害を最小限に抑えるとともに、市民生活の維持に不可欠な様々な行政サービスを提供しており、そのような業務については新型インフルエンザの流行時においても継続していかなければならない。

- (1) 新型インフルエンザが市内において「まん延期」に入った場合は、感染拡大を防止する観点から不急業務を縮小し・休止し、限られた職員のもとで優先して実施すべき業務を選定する。
- (2) 業務継続の遂行のためには、市職員に対する「感染予防のための職員対応指針」を策定し、職場での感染防止を図る必要がある。
- (3) 新型インフルエンザの流行拡大期間としては、現時点での一般的な考え方として初期の感染拡大が起こり、一時的に罹患者が増加し、その後大部分が回復に向かう期間（流行の第1波）は8週間と想定されるとされており、国の想定数値を参考にした場合、職員の20%が感染し、最大欠勤率は40%となる可能性もあることから、業務を8週間中断する場合を想定した優先度の考え方を次のとおり3段階に分けて実施する。

① 「優先度 A」	業務を中断すると市民生活や社会機能維持に重大な影響が生じるなど中断することが不可能な業務。 ※感染防止対策を講じつつ、規模を縮小するなどして継続する。
② 「優先度 B」	現段階では、中断することは困難であるが、今後事業内容を工夫することにより中断が可能となる業務。 ※窓口での市民同士の接触を避けるなど、感染拡大の危険性を回避するための方策を講じつつ、取扱を変更して対応する。
③ 「優先度 C」	業務を中断しても市民生活や社会機能維持に与える影響が少ないなど中断しても差し支えないと思われる業務。 ※多くの人々が接触する可能性のある行事・施設などを感染拡大の危険性が無くなるまで間、利用等の中断・中止とする。

今後、市長部局における各部の所管する業務について段階的に整理し、対応を検討する必要があることから、「優先度 A」となる主要な業務についての判断基準を以下のとおり例示する。

今後の感染拡大状況に応じて、各部においてさらに業務内容を精査し、職員欠勤状況等により、業務執行体制を検討するなど業務継続に向けて体制を適時見直し対応する。

また、例示した業務及びそれ以外の業務における「優先度 B以下」の業務については各部において中断・中止・延期等の判断をするとともに、業務の継続体制を検討する。

なお、市立病院、消防本部、上下水道部、教育委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局等についても、上記業務継続計画基準を参考に職員体制及び業務縮小等についての業務継続計画を策定し、必要最小限の市民サービスの提供に必要な業務の遂行に努めるものとする。

【 優先度 A の業務事例 】

担 当 部 局	主 要 な 業 務
<p>会計管理者</p> <p>会計課</p>	<p>一般会計及び特別会計の現金（基金に属する現金・有価証券を含む）及び歳入歳出外現金の出納及び保管に関すること</p> <p>小切手の振り出しに関すること</p> <p>決算の調整に関すること（時期的な業務を考慮）</p> <p>現金及び財産の記録管理に関すること</p> <p>財務会計システムの維持・運用に関する業務</p> <p>会計規則改正等に関すること（緊急の場合）</p> <p>支出負担行為の確認に関すること</p> <p>指定金融機関等に関する</p>
<p>総合政策部</p> <p>政策推進室</p> <p>政策推進課</p> <p>秘書広報課</p> <p>東京事務所</p> <p>協働・男女平等参画室</p> <p>国際リゾート戦略室</p> <p>まちづくり推進室</p> <p>まちづくり推進課</p> <p>空港政策課</p> <p>スポーツ都市推進課</p>	<p>市行政の総合調整に関すること</p> <p>市長会に関すること</p> <p>庁議に関すること</p> <p>議会に関すること</p> <p>陳情の受理及び関係機関等との連絡調整に関すること</p> <p>市政一般の周知及び宣伝に関すること</p> <p>広報紙及び市政要覧の編集及び発行に関すること</p> <p>電波放送による広報に関すること</p> <p>新聞等による伝達事項の周知に関すること</p> <p>機密に関すること</p> <p>渉外及び姉妹都市に関すること（緊急性のあるもの）</p> <p>東京事務所との連絡調整に関すること</p> <p>市長が特に指示する事項に関すること</p> <p>国その他関係機関及び団体との事務連絡に関すること（緊急性のあるもの）</p> <p>広聴活動に関すること</p> <p>その他市政相談に関すること</p> <p>主管に関すること（日常的業務のうち主要なもの）</p> <p>都市計画施設の区域内における建築物の建築の許可等に関すること</p> <p>主管に係る証明及び調査に関すること</p> <p>空港周辺問題の総合調整に関すること（緊急性のあるもの）</p> <p>空港周辺地域の振興策の調整に関すること（緊急性のあるもの）</p> <p>体育施設に関すること</p>

総務部	
マイナンバー主幹 総務課	<p>主管に関すること（日常的業務のうち主要なもの）</p> <p>庁舎及び付属設備の管理に関すること</p> <p>文書の收受、配布及び発送並びに印刷に関すること</p> <p>主管に係る証明及び調査に関すること</p>
法務文書課	<p>条例、規則及び訓令の審査に関すること（緊急性のあるもの）</p> <p>議会提出議案その他重要文書の審査に関するもの</p> <p>不服申し立て及び訴訟に関すること（緊急性のあるもの）</p>
情報推進課	<p>主管に係る情報処理システムの設計、運用及び管理に関すること</p> <p>情報処理システム（主管に係るものを除く）運用に係る助言及び指導に関すること（緊急性のあるもの）</p>
行政監理室	<p>職員の賞罰、分限及び懲戒に関すること（緊急かつ重要なもの）</p> <p>職務専念義務の免除及び営利企業等従事の許可の基準並びに在籍専従許可及び育児休業等の承認に関すること</p> <p>旅費及び出張命令（旅行依頼を含む）の基準に関すること（必要性考慮）</p> <p>職員の給与の基準の決定及び支給に関すること</p> <p>職員の安全及び衛生に関すること（緊急性のあるもの）</p> <p>職員の公務災害に関すること（緊急性のあるもの）</p>
財政部	
財政課	<p>財政の総合計画及び総合調整に関すること</p> <p>資金計画に関すること</p> <p>起債及び一時借入金の運用に関すること</p> <p>予算編成及び執行監督に関すること（補正等緊急のもの）</p> <p>予算の配当に関すること（緊急かつ重要なもの）</p> <p>基金の管理運用に関すること（緊急性のあるもの）</p>
契約課	<p>工事及び製造の入札及び契約に関すること</p> <p>物品の購入及び修理、不用品の処分に関すること（緊急性を考慮）</p> <p>庁舎等の警備及び清掃に係る委託契約に関すること（緊急性を考慮）</p>
管財課	<p>市有財産の取得・管理・処分に関すること（緊急性を考慮）</p> <p>土地の交換に関すること（緊急性のあるもの）</p> <p>市有財産の登記に関すること（緊急性のあるもの）</p> <p>土地造成事業会計の財政計画及び資金計画に関すること</p> <p>市有自動車等の配車等管理に関すること</p> <p>その他主管に係る証明及び調査に関すること</p>
市民税課	<p>税務事務の総合調整に関すること（緊急性のあるもの）</p> <p>国有資産等所在市町村交付金に関すること</p> <p>市税に対する審査請求に関すること</p> <p>市税に係る諸証明に関すること</p> <p>主管に係る歳入に関すること</p> <p>その他主管に係る調査に関すること</p>

<p>資産税課</p>	<p>他課又は係に属しない諸税の賦課、調定及び収入命令に関すること 主管に係る税外収入に関すること 個人に係る市民税の賦課、調定及び収入命令に関すること その他主管に係る証明及び調査に関すること 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、調定及び収入命令に関する こと 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、調定及び収入命令に関する こと 償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、調定及び収入命令に関 すること</p>
<p>納税課</p>	<p>市税の収入整理 市税の督促状に関すること 市税の納入督促に関すること 市税の滞納処分に関すること（緊急性を考慮して対応） 市税の徴収猶予に関すること（納税相談等を含む） 主管に係る証明及び調査に関すること 主管に係る歳入に関すること その他主管に関すること（日常的業務のうち主要なもの） 市が施工する工事の監察・指導及び検査に関すること</p>
<p>工事監</p>	
<p>市民生活部</p>	
<p>市民生活課</p>	<p>地域住民組織に関すること 総合福祉会館に関すること（緊急性のあるもの） コミュニティーセンターに関すること（緊急性のあるもの） 植苗コミュニティーセンターに関すること（緊急性のあるもの） 犯罪被害者等基本法により行う、犯罪被害者等の支援に関すること 市民の苦情に関すること（緊急性のあるもの） 主管に係る証明及び調査に関すること</p>
<p>窓口サービス課</p>	<p>住民基本台帳の閲覧並びに住民票の写しの交付及び記載事項の証明に関 すること 戸籍の謄本、抄本及び附票の写しの交付並びに記載事項の証明に関す ること 印鑑登録及びその証明に関すること 出張所との連絡調整及び模写伝送業務に関すること 住民基本台帳に係る諸届の受付に関すること 住民基本台帳の記録、整備及び管理に関すること 戸籍の附票の記載、整備及び管理に関すること 外国人登録に関すること 戸籍に係る諸届の受付に関すること 戸籍の記載、整備及び管理並びに戸籍の附票の記載に関すること 埋葬及び火葬の許可に関すること</p>

安全安心生活課	<p>主管に係る証明及び調査に関すること</p> <p>消費生活についての苦情処理に関すること</p> <p>消費者センターに関すること（緊急性のあるもの）</p> <p>交通安全施策の実施及びこれに係る関係機関との連絡調整に関すること（緊急性と児童生徒の交通安全指導体制の維持を考慮する）</p> <p>交通安全対策本部に関すること（緊急性のあるもの）</p>
保険年金課	<p>国民健康保険被保険者の資格取得又は喪失に関すること</p> <p>国民健康保険税の賦課、調定及び収入命令に関すること</p> <p>国民健康保険事業特別会計の予算、経理及び決算に関すること</p> <p>国民健康保険の給付に関すること</p> <p>国民健康保険税並びに普通徴収に係る後期高齢者医療及び介護保険の保険料（以下「国民健康保険税等」）の収入整理に関すること</p> <p>国民健康保険税の被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付に関すること</p> <p>国民年金被保険者の資格取得又は喪失その他事項の届出に関すること</p> <p>国民年金手帳の再交付の申請に関すること</p> <p>給付を受ける権利の裁定の請求その他国民年金の給付に関すること</p> <p>国民年金保険料の納付義務の免除その他国民年金に関すること</p> <p>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく特別障害給付金の支給に関すること</p> <p>基礎年金事務費交付金等に関すること</p> <p>後期高齢者医療被保険者の資格の取得又は喪失その他の事項の届出に関すること</p> <p>後期高齢者医療の保険料の調定及び収入命令に関すること</p> <p>老人医療特別会計及び後期高齢者医療特別会計の予算、経理及び決算に関すること</p> <p>介護保険被保険者の資格取得又は喪失に関すること</p> <p>介護保険料の賦課、調定及び収入命令に関すること</p>
出張所	<p>主管に係る証明及び調査に関すること</p> <p>戸籍及び住民基本台帳に係る諸届の受付並びに当該諸届に係る住民基本台帳の記録に関すること</p> <p>戸籍の謄本、抄本及び附票の写しの交付並びに記載事項の証明に関すること</p> <p>住民票の写しの交付及び記載事項の証明に関すること</p> <p>印鑑登録及びその証明に関すること</p> <p>市税その他の歳入の収納及び記載事項の証明に関すること</p> <p>課税証明及び納税証明に関すること</p> <p>埋葬及び火葬の許可に関すること</p> <p>母子手帳の交付に関すること</p> <p>医療費受給資格証の交付に関すること</p>

<p>危機管理室</p>	<p>国民健康保険被保険者の資格取得又は喪失に関すること 国民健康保険に係る助産費及び葬祭費の支給に関すること 後期高齢者医療被保険者の資格の取得又は喪失その他の事項の届出の受付に関すること 介護保険被保険者の資格の取得又は喪失の受付に関すること 健康手帳の交付に関すること 国民年金被保険者の資格取得又は喪失届の受付に関すること 国民年金の保険料免除等に関すること 身体障害者旅客運賃割引証の交付に関すること 市営住宅入居申込書の受付に関すること 危機管理の総括及び調整に関すること 危機事象に関する情報の収集及び管理に関すること 緊急事態等対策会議に関すること（危機事態発生時） 災害対策本部に関すること（危機事態発生時） 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること（危機事態発生時）</p>
<p>市民ホール建設準備室</p>	<p>主管に関すること（日常的業務のうち主要なもの）</p>
<p>環境衛生部</p>	
<p>環境生活課</p>	<p>自然保護に関すること（緊急性のある保護業務に限る） 野生鳥獣の保護に関すること（ ” ） 苫小牧市自然環境保全条例に基づく開発行為に係る許可等に関すること 北海道自然環境等保全条例に基づく工作物の新築等の行為の禁止又は制限の命令に関すること 本市設置に係る墓地に関すること 高丘霊葬場に関すること 墓地、埋葬等に関する法律の規定による墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可等に関すること 畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関すること 狂犬病予防法による犬の登録等に関すること 主管に係る証明及び調査に関すること</p>
<p>環境保全課</p>	<p>環境保全に係る関係機関との連携及び施策の調整に関すること 国際標準化機構の規格 ISO14001 その他の環境管理システムに関すること（検査の実施時期の検討必要） 法令等に基づく特定施設等の届出等に関すること 公害の防止に係る規制・指導、監視・測定に関すること 公害に係る苦情処理及び相談に関すること</p>
<p>ゼロごみ推進室 ゼロごみ推進課</p>	<p>廃棄物減量化に関すること し尿の処理に関すること 浄化槽の設置及び変更の届出の受理等に関すること 清掃関係団体等との連絡調整に関すること</p>

施設管理課	沼ノ端クリーンセンターの施設の維持及び管理に係る総合調整に関する こと その他主管に関すること（日常的業務のうち主要なもの）
福祉部	
総合福祉課	福祉に係る企画及び総合調整に関すること 生活困窮者自立支援法に関すること 高齢者の福祉に関すること（他課に属するものを除く） 社会福祉法人その他民間福祉事業団体に関すること 養護老人ホームの入所措置に関すること 行路病人及び死亡人に関すること 民生委員に関すること 人権擁護に関すること 災害援助に関すること 主管に係る証明及び調査に関すること
障がい福祉課	身体障害者福祉法に関すること（障害者手帳・療育手帳等） 知的障害者福祉法に関すること 障害者自立支援法に関すること（訓練、支援、巡回相談等） 主管に係る歳入に関すること 主管に係る証明及び調査に関すること
発達支援課	福祉ふれあいセンターにおける児童発達支援等に関すること 主管に係る証明及び調査に関すること
介護福祉課	介護保険の給付に関すること 介護保険の要介護者及び要支援者の認定に関すること 介護保険認定審査会に関すること（認定に関する事務） 主管に係る証明及び調査に関すること
生活支援室	
総務課	生活保護法の実施に係る庶務に関すること 生活保護法実施に係る各種扶助費の経理に関すること 生活保護法による医療機関に関する諸手続きに関すること 生活保護法による医療扶助の諸給付券の発行に関すること 生活保護法の実施に係る遺留金品の処分に関すること 生活保護法の実施に係る後見人選任に関すること 生活保護法による保護に係る相談及び、申請及び調査に関すること 被保護世帯の就労支援及び子どもの健全育成に関すること 主管に係る証明及び調査に関すること
生活支援 第1課、第2課共通	生活保護法による保護の開始、変更、廃止及び停止の決定に関すること 生活保護法による指導及び指示に関すること 生活保護法による調査及び検診命令に関すること 生活保護法による調査の囑託及び報告の請求に関すること 生活保護法による各種扶助の方法の決定に関すること

	生活保護法による保護費用の返還及び徴収の決定に関すること その他主管に関すること（日常的業務のうち主要なもの） 主管に係る証明及び調査に関すること
健康こども部	
こども育成課	子ども・子育て事業の企画及び総合調整に関すること 就学前教育・保育施設の監理・運営に関すること 市立保育所の管理運営に関すること 子育て支援センターに関すること
こども支援課	児童福祉法に関すること 母子保健法に基づく未熟児の養育医療費の給付に関すること 児童虐待の防止等に関すること 配偶者からの暴力（DV）防止及び被害者の保護等に関すること 少年の非行防止に関すること
青少年課	青少年の健全育成及び教育に関すること 放課後児童クラブに関すること
健康支援課	健康増進法による保健事業の企画、調査及び実施に関すること 感染症、結核の予防に関すること 医療衛生機関及び関係団体に関すること（連絡調整） 予防接種に関すること（新型インフルエンザワクチン接種） 保健センターに関すること 母子保健に関すること
産業経済部	
企業政策室	
港湾・企業振興課	港湾及び工業開発に係る関係機関との連絡調整及び総括に関すること（緊急性のあるもの） 企業誘致活動に関すること（進出予定企業等の問い合わせ対応） 立地企業の振興に関すること
工業・雇用振興課	中小工業振興策の計画及び調査に関すること 工業の経営相談に関すること 工業の企業診断、融資等の審査に関すること 労働相談に関すること
テクノセンター	テクノセンターの管理運営に関すること
産業振興室	
商業振興課	商工業の連絡調整に関すること 商業振興のための助成に関すること 商業の企業診断、融資等の審査に関すること 商店街振興組合の設立の認可等に関すること（緊急性のあるもの） 事業協同組合(商業に係るものに限る)の設立の認可等に関すること 貿易に関すること（緊急性を考慮） 商工業の経営相談及び企業診断に関すること（会議所と連携）

<p>観光振興課</p>	<p>商工業の融資対策に関すること（緊急性のあるもの） 観光事業の振興及び企画に関すること（継続的事業に限定） 観光施設の整備促進に関すること（整備計画実施中のもの）</p>
<p>農業水産振興課</p>	<p>農業振興に係る国・道補助事業に関すること 家畜の保健衛生に関すること（伝染病予防法等に関すること） 水産業振興の企画及び調査に関すること 水産施設の管理に関すること 主管に係る証明及び調査に関すること</p>
<p>公設地方卸売市場 ※卸売市場事業における業務継続計画は策定済みであり、市の所管事務について標記する</p>	<p>卸売市場の運営及び管理に関すること 卸売市場事業に関すること 卸売市場の予算及び決算に関すること 卸売市場事業会計予算の経理に関すること 主管に係る歳入に関すること その他主管に関すること（日常的業務のうち主要なもの）</p>
<p>都市建設部</p>	
<p>総務課</p>	<p>部の主管に係る予算及び決算の総括に関すること 部の主管に係る経理に関すること 部の主管に係る事業に関する補助金の申請及び積算事務に関すること（緊急性、継続性を考慮する） 土地区画整理事業に係る特別会計の予算及び決算に関すること 土地区画整理事業に係る保留地の処分、登記及び清算に関すること 入札及び契約に関すること（都市建設部に属するもの） 主管に係る証明に関すること</p>
<p>開発管理課</p>	<p>道路の認定、変更及び廃止に関すること（調査、届出） 道路等の用地の寄付採納及び帰属に関すること 道路敷地の境界画定に関すること（緊急性のある場合） 市有地等の調査及び測量に関すること（苦情等の問題箇所に限定） 字界に関すること（緊急性のある場合） 都市計画法に基づく開発行為に係る許可、指導及び調査等関係機関との連絡調整（違法行為、緊急性のあるもの） 宅地造成等規制法に基づく許可、指導及び調査等関係機関との連絡調整（違法行為、緊急性のあるもの） 国土利用法に基づく規制事務等に関すること（緊急性のあるもの） 租税特別措置法に基づく優良な宅地の認定に関すること（緊急性のあるもの）</p>
<p>道路河川課</p>	<p>主管に係る証明に関すること 道路の総合計画及び施工に係る調整に関すること（緊急性を考慮） 道路の計画及び施工に係る補償に関すること（緊急性のあるもの） 河川及び排水路工事の設計及び施工に関すること（緊急性を考慮）</p>

<p>道路維持課</p>	<p>治山及び砂防に関すること（緊急性を考慮） 河川に係る災害復旧土木工事の設計及び施行に関すること（災害発生時の対応） 道路の事業認可の申請並びに道路工事の設計及び施工に関すること（他課に属するものを除く） 主管に係る証明及び調査に関すること 道路、橋りょう、河川、河川敷地、堤防敷地、排水路の維持管理及び維持管理に係る工事に関すること 災害復旧土木工事（河川を除く）の設計及び施行に関すること（災害発生時の対応） 道路、橋りょう、河川、河川敷地、堤防敷地、排水路、公園及び緑地の使用に係る許可に関すること 不法占用物件の調査及び撤去に関すること（苦情等の対応を優先） 街路灯及び防犯灯の維持管理に関すること（緊急性のあるもの） 公衆便所の維持管理に関すること（緊急性のあるもの）</p>
<p>緑地公園課</p>	<p>公園及び緑地等の造成工事の調査、設計及び施工に関すること 森林法による伐採計画の変更命令、火入れの許可等に関すること 市有林の維持管理及び立木処分に関すること（緊急性のあるもの） 街路樹等の設計、施工及び管理に関すること（管理業務優先） サンガーデンに関すること（維持管理） 公園及び緑地等の維持管理に関すること（管理の必要性を考慮）</p>
<p>建築指導課</p>	<p>主管に係る証明及び調査に関すること 建築申請の庶務に関すること 建築基準法に基づく確認及び検査に関すること 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による対象建設工事に係る届出の受理等に関すること 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定による特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定等に関すること 苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づく公共的施設の新築等の届出をした者に対する指示、当該公共的施設の適合証の交付等に関すること 建築基準法に基づく許可、認定等に関すること 建築基準法に基づく区域、道路の位置等の指定に関すること 違反建築物等の調査、指導及び措置等に関すること（苦情対応等） 租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定等に関すること 住宅金融公庫受託業務及び住宅相談に関すること</p>
<p>建築課</p>	<p>住宅リフォーム支援事業に関すること 主管に係る証明及び調査に関すること 建築工事の設計及び施工に関すること 建築物の修繕に関すること 主管に係る調査に関すること</p>

<p>設備課</p>	<p>機械設備工事及び電気設備工事の設計及び施工 機械設備及び電気設備の修繕に関すること 地域暖房事業の企画、調整及び指導（関係事業者との調整） 主管に係る調査に関すること</p>
<p>住宅課</p>	<p>市営住宅事業会計の財政計画及び資金計画に関すること 市営住宅事業会計の予算及び決算、経理に関すること 業務状況報告書の作成 固定資産及び工事用物品の取得、管理及び処分に関すること（事業実施継続中のもの） 補助金の申請及び清算事務に関すること（業務時期を考慮） 市営住宅の家賃の決定の基準に関すること 市営住宅整備に係る補助金の申請及び清算事務に関すること（業務時期を考慮） 市営住宅の整備に係る入居者対応に関すること（業務時期を考慮） 主管に係る歳入に関すること 主管に係る証明及び調査に関すること 市営住宅等の管理及び管理委託に関すること 市営住宅等入居者の選考及び決定に関すること 市営住宅等入居者選考基準審議会に関すること 市営住宅の入居等の相談に関すること 市営住宅等の使用許可に関すること 道営住宅の受託管理に関すること 市営住宅等の家賃、割増賃料、使用料及び敷金に関すること 市営住宅等の修繕に関すること（苦情・緊急性を考慮） 道営住宅の住宅修繕に関すること（苦情・緊急性を考慮） 住宅団地内の環境整備に関すること（苦情・緊急性を考慮） 主管に係る証明及び調査に関すること</p>

今後の課題と対策・対応について

- 1 感染まん延期におけるイベント・集会等の自粛及び自粛要請の時期について
国立感染症情報センターが発表するインフルエンザ流行に関する「警報・注意報発生システム」情報により、「警報発生地域」に苫小牧保健所管内が該当した場合には、市が主催するイベントや大規模な集会行事を中止自粛するほか、民間行事については主催者等に対し、関係各部が自粛等の要請を行う。
決定にあたり、苫小牧保健所及び苫小牧医師会等の専門家の意見を参考とする。
- 2 新型インフルエンザワクチンの接種と対応について
新型インフルエンザ予防ワクチンが開発製造され、国が一元的にワクチンを確保する中でワクチン接種事業実施されることになるが、国が医学的知見に基づき接種の優先順位を設定して実施予定である。
市としては、国及び北海道から具体的に優先順位や接種方法、接種費用、実施医療機関等が決定された場合には、保健福祉部が苫小牧保健所及び市医師会をはじめ関係医療機関と連携協議し、市民に対し広く周知する。
- 3 ワクチン接種に係る費用負担等についても、国の決定する助成等の対策にあわせて保健福祉部をはじめとする関係各部で対応する。
- 4 感染拡大が急激に進んだ場合に、重症患者が急増し、市内の医療機関だけでは収容できない場合も考えられることから、救急医療体制の早期整備について、北海道等に要請する。
- 5 感染拡大防止対策としては、現段階では、予防ワクチン接種以外には個人個人が感染予防のために手洗い、うがい、手指消毒、マスク着用による他人にうつさない咳エチケットの徹底を図ることと、家庭内感染が感染拡大の要因とも見られておりますので、家庭内での看病方法について注意喚起を図る必要がある。
- 6 独居老人や単身世帯の要援護対象者に対する生活支援等については、市民生活部、保健福祉部等で介護事業者や民生委員等の協力を得ながら、必要な相談体制を実施することを検討する。
- 7 サーベイランス体制の継続と市民周知
学校、医療機関、社会福祉施設における集団感染等の感染状況について、保健所、教育委員会、保育所、市各部職員の感染状況について情報を収集し、今後の感染流行規模等に関する状況把握を行い、感染防止、事業継続に関する市民への適切な情報提供を行う。